

令和7年第4回府中町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 開 会 年 月 日 令和7年11月7日(金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和7年11月7日(金)

4. 出席議員(18名)

議長	力山彰君	副議長	森本将文君
2番	橋井肇君	3番	安部智恵美君
5番	松本真明君	6番	梶川三樹夫君
7番	木田圭司君	8番	三宅健治君
9番	川上翔一郎君	10番	西山優君
11番	坂田栄一君	12番	山口晃司君
13番	齋藤昇君	14番	宮本彰君
15番	田中伸武君	16番	二見伸吾君
17番	狩野雄二君	18番	金澤映理子君

5. 欠席議員(0名)

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 第51号議案 府中町都市公園条例の一部改正について
- 4 第50号議案 令和7年度府中町一般会計補正予算(第4号)
- 5 第52号議案 工事請負契約の締結について

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	寺尾光司君
副	町	長 桑原強君

教 育 長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部 長	谷 口 充 寿 君
財 務 部 長	増 田 康 洋 君
福 祉 保 健 部 長	中 本 孝 弘 君
町 民 生 活 部 長	胡 子 幸 穂 君
建 設 部 長	磯 亀 智 君
建設部区画整理担当部長	井 上 貴 文 君
消 防 長	新 宅 和 彦 君
教 育 部 長	屋 敷 学 君
危 機 管 理 監	佐 藤 伸 樹 君
財務部次長兼財政課長	土 井 賢 二 君
建設部次長兼維持管理課長	谷 口 洋 二 君
教育次長兼学校教育課長	宍 田 貴 君
政 策 企 画 課 長	藤 永 政 己 君
総 務 課 長	梶 山 睦 生 君
財 政 課 長	正 木 伸 君
都 市 整 備 課 長	高 橋 幹 君
建 築 課 長	原 田 司 君
教 育 総 務 課 長	宮 脇 理 恵 君
教 育 総 務 課 主 幹	長 岡 広 憲 君
社 会 教 育 課 長	砂 崎 勇 介 君

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和7年第4回府中町議会臨時会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程を御覧ください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思いが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3番安部議員、5番松本議員を指名いたします。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議ないようございまして、本臨時会の会期は本日1日のみと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 次に参ります。

日程第3、第51号議案、府中町都市公園条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 皆さんおはようございまして。本日は臨時会に御出席、誠にありがとうございます。

本日御審議いただく議案は、どれも一刻も早く実現したい内容ということで、緊急を要するものでございまして。官民連携手法を通じて公園の再整備を行い、スポーツを中心とした町の活性化に取り組むとともに、教育施設、学びの施設の空調設備の整備を急いで進めたいと思っておりますので、御審議のほうをどうぞよろしくお願いをい

たします。

それでは、第51号議案、令和7年11月7日提出。

府中町都市公園条例の一部改正について。

府中町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案の理由でございますが、都市公園に指定管理者制度を導入し、揚倉山健康運動公園の使用料を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、建設部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） おはようございます。建設部長です。

それでは、府中町都市公園条例の一部改正について、補足して説明いたします。

本条例改正を行う契機となります揚倉山健康運動公園の再整備事業につきましては、9月29日の全員協議会で説明いたしましたとおり、公募設置管理制度、Park-PFIの都市公園に関する官民連携の整備・管理手法を採用するとともに、管理の一部は指定管理者制度を採用するという2つの制度を並行で活用して進めてまいります。

指定管理者制度は、地方自治法第224条の2により、「公の施設の管理」が条例事項とされているため、本議案で都市公園条例に指定管理者の業務の範囲や利用料金の上限など、各規定を設けるものです。

なお、関連する議案として、第50号議案、令和7年度府中町一般会計補正予算（第4号）を上程しております。

それでは、第51号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

都市公園に指定管理者制度を導入し、揚倉山健康運動公園施設の使用料を見直すため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

（1）指定管理者による管理です。

都市公園の管理を指定管理者に行わせることができるようにし、その指定の手続について規定します。

（2）指定管理者が行う業務の範囲です。

指定管理者が行う業務の範囲は、多目的広場、テニスコート、北エリア（下段）のクラブハウスの特別公園施設等の利用の許可、公園の利用の禁止及び制限、利用料金の収受、公園の維持管理等とします。

（３）利用料金の収受等です。

利用料金は指定管理者の収入とし、利用料金の額は別表第１及び別表第２で定める使用料の額の範囲において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとします。指定管理者が定める利用料金の上限を条例で定めることとなります。

（４）揚倉山健康運動公園の使用料の改定です。

資料の表を御覧ください。使用料改訂や施設が新設される別表第１の揚倉山健康運動公園について、使用料改定の前後とその差額を記載しております。

北エリア（下段）の特別公園施設にテニスコートとクラブハウスを追加するとともに、使用料は同種の施設を保有する近隣市町を参考に改定いたします。

南エリア（上段）について、多目的広場は１時間当たり現行２，２４０円から３，０００円に改定し、７６０円の引上げとなります。テニスコートは１面・１時間当たり現行５１０円から６８０円に改定し、１７０円の引上げとなります。

北エリア（下段）については、現在、土のグラウンドですが、今後の整備予定を踏まえ改定を行います。

人工芝化など整備を行う予定の多目的広場は、１時間当たり現行１，６３０円から南エリア（上段）と同額の３，０００円に改定し、１，３７０円の引上げとなります。改修を行う予定のテニスコートは現行無料ですが、南エリア（上段）と同額の１面・１時間当たり６８０円に改定いたします。

新設する北エリア（下段）クラブハウスは、現時点では建設されておらず、使用料の基礎となる建物と土地の評価額が確定できないことから、公園施設の管理を許可した場合に使用する別表第３と同じ表現の算定式とし、１平方メートル・１年につき建物の適正な評価額に１００分の１０を乗じて得た額に、使用する土地の適正な評価額に１００分の２を乗じて得た額を加算した額とします。

（５）は、使用料の額の特例です。

揚倉山健康運動公園のクラブハウスを除く特別公園施設の使用料の額について、増減を行う特例を設けます。

アは、プロスポーツチームまたはその下部組織が使用する場合で１．５倍。イは、

営利または宣伝を目的として使用する場合で1.5倍。ウは、小人として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と定義して、高校3年生相当以下の年齢の者が使用する場合は2分の1とします。

なお、プロスポーツチームのジュニアチームなど小人が使用する場合は、1.5倍と0.5倍を掛け合わせた0.75倍となります。

また、本条例で定めるものではございませんが、駐車料金とトレーニングジムの料金について説明いたします。

P a r k - P F I 制度において、駐車場やトレーニングジム等収益事業となる「公募対象公園施設」については、都市公園法で法定された手続により内容を決定していきます。

具体的には、駐車場は上下段とも駐車料金を徴収することといたします。「公募対象公園施設」であることから、料金は事業者の提案により決定することとなりますが、公共施設の駐車場ということ踏まえ、町と事業者が協議して決定いたします。

トレーニングジムについては、事業者から具体案と使用料等が提案され、決定いたします。料金徴収の目的といたしましては、全員協議会で説明いたしましたが、公園の整備や維持管理費の一部になることから、町の財政負担の軽減を図るものでございます。

3、施行期日等です。

(1) 施行期日は、公布日です。ただし、先ほどの改正事項の概要で説明いたしました(4)、(5)、揚倉山健康運動公園の使用料改定及び使用料の額の特定の規定は、同公園、整備後の供用開始日であります令和10年4月1日から施行いたします。

(2) 経過措置です。改正後の使用料は、令和10年4月1日以後に特別公園施設を使用する者について適用いたします。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長(力山 彰君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

16番、二見議員。

○16番(二見伸吾君) 16番、二見です。

まず、12月議会も間近にあるわけですがけれども、この時点で臨時で審議しないといけないというふうになったのか、どういう点に緊急性があるのかということについて

て、まずお伺いしたいと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

では、答弁いたします。

9月29日の全員協議会におきまして、今後の全体のスケジュールというのを述べさせていただいておりますが、整備に関するP a r k－P F I制度、管理運営に関する指定管理制度の応募者、事業者を募る公募を12月から行う予定としております。その公募をかけるには、それまでに都市公園条例の改正や次の議案であります補正予算、債務負担行為について議会の議決を要することから、本日の臨時議会に上程させていただいております。

なお、本事業の全体的な目指すスケジュールといたしましては、揚倉山健康運動公園のリニューアルオープンを令和10年4月からとしておりますので、公募期間や設計調査、工事完成までの工程から換算すると、このタイミングでお諮りすることとした次第でございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 再整備との関係でできるだけ早くということは理解しましたけれども、その点で、今回の提案は指定管理者制度と料金の見直しということがその中身になっているわけですが、この2点が再整備との関係でどういう意味を持っているのかと。なぜこれが前提として必要なのかということについて説明をしていただきたいと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部次長。

○建設部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。

揚倉山健康運動公園の再整備におきましては、都市公園法に基づくP a r k－P F Iという手法と指定管理制度、この2つの制度を並行して活用して進めてまいります。

P a r k－P F Iとは、全員協議会でも説明がありましたとおり、都市公園法に基づくP a r k－P F Iという手法は、民間活力資金の活用により、公募対象公園施設の整備等、当該施設から生じる収益を活用して、周辺の多目的広場、クラブハウス等

の特定公園施設の整備を一体的に行うことにより、町の財政負担の軽減を図るというものです。

一方、指定管理制度とは、地方自治法に基づき、民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営を目的とし、都市公園全体の運営維持管理を実施するものです。

この指定管理とP a r k－P F Iをセットで行う理由なんですけれども、従来の町が個別に発注する手法では、設計業者、施工業者、維持管理業者が全て異なるため、整備した施設の利便性と維持管理との関連性などといった問題が生じることがありました。今回セットで公募することで、民間事業者のノウハウを生かしながら整備後の維持管理を見据えた設計施工を行うことで、利用者の利用性向上や維持管理費の削減につながる施設整備を行えることから採用いたしました。

使用料金の改正につきましては、今回、整備に際しまして使用料を試算したところ、現行使用料と比べ大きく上回ったため、改正することとしました。改正額につきましては、試算した使用料では近隣市町との同等施設使用料よりも高額で利用者の負担が大きくなることから、近隣市町の同等の規模の施設を参考に改定することとしました。

以上です。

○議長（力山 彰君） 続けて質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 今、二見議員が緊急性についてのお尋ねをしたわけなんですけれども、今日の議論の進め方というんですか、この提案の仕方なんですけれども、まず、この都市公園条例の改正を採決して、その後、今度、債務負担の補正予算のまた審議、採決という形になるんですかね。

それで、今もお話がありましたけれども、この条例の一部改正は、条例そのものの改正というより、条例改正の前提となっている整備計画ですよね。これについて、そもそもまだ議会では説明を受けただけであって、それを認めるかどうかという議論はしていないわけですよね。

そうすると、今日の条例改正についての審議というのは、実際にはこの条例改正の基となっている整備計画が本当にこの条例改正に値する整備計画なのかどうか質疑したり議論したりした上でなければ、この条例改正の賛否はできないということになると思うんですけれども、その進め方ということになると思うんですけれども、よろし

いんでしょうかね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀智君） 建設部長です。田中議員の御質問についてちょっとお答えいたします。

今回の議案につきましては、9月29日に行わせていただきました全員協議会のほうで説明しているというふうには考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 全員協議会での議論は僕は理解しておるんです。全員協議会で説明があったということは理解している。だから、その説明が前提となっているこの議論、この条例改正であるということになると、その前提となっている説明が果たして改正につながって整備につながって、実際に議会がゴーを出すということにつながるのかどうかの議論をしなければならないというふうに、今の説明を聞いても改めて思うわけであります。

具体的に、まずはちょっと細かいことですが、この条例の一番細かい使用料についてですけれども、さっき近隣の市町の同等のを参考にとということであったんですが、一体どこの市町のこういったグラウンドの例をレベルとして参考にしたんですかね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部次長。

○建設部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。

○15番（田中伸武君） 答弁はマスクを取ってしていただけますでしょうか。ちょっと声がこもって聞こえないので。

○議長（力山 彰君） マスクを取ってお願いします。

○建設部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 参考にしました近隣市町の同等施設といいますが、サッカー場にいたしましては広島市の観音新町運動広場、廿日市市の廿日市市サッカー場です。テニスコートにつきましては、広島市の広島翔洋テニスコートを参考にしております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 近隣と言っても、あっちのほうでないのは分かるわけですけど、例えば、海田町の総合公園だとか坂のロジスティック公園だとか、熊野の公園だとか、一部グラウンドは人工芝ではありませんけれども、天然芝の一部があったり、土のグラウンドがあったりするところは大体1時間1,000円ですよ。つまり、府中より安いことになっているわけですけども、そこら辺もむしろ参考にしてもよかったですんじゃないかと思います。

もう一つは、町民施設として町がつくった施設ですから、やっぱり町民メリットがあるのが、今回20億円の投資をする価値があるかどうかにも関わるわけですけども、例えば、坂町は、町民だと半額の料金設定をしておるわけですよ。この料金設定を今回するに当たって、そういう町民メリットのところ、あるいは町営ならではの設定というのは考えなかったんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部次長。

○建設部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。

今回の使用料の改正に際しまして、町民と町民以外とで使用料の差というものはつけておりません。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） いや、だから、つけていないのは、なぜ検討せんかったんかと聞いておるんです。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） 以前、町の施設で町民とそれ以外で料金の設定を変えた例があったというのは何となく覚えてはいるんですけど、府中町の置かれた状況ですよ。やはり広島市の中にある府中町ですから、その広島圏域の中で一体的にそういう公共施設を利用し合うという部分で、基本的にはそういうところで格差をつけるべきでな

いと私は判断して、職員のほうにもそういった選択をしないということで、今、こういった差をつけないような設定をしております。私の判断でございます。

○議長（力山 彰君） その他。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 町民メリットをもうちょっと大きく考えるわけですが、今回の再整備計画で全員協議会の説明では20億円かけるということですが、町民メリット、町民サービスの向上はどういった点があるんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） 町民メリットということなんですが、そもそもこの揚倉山の再整備をスタートした契機が、下段の利用状況が悪いと、利用率が悪いというところの改善をまずしていこうということの中で、いろんなところ、民間業者なんかに聞いた中でこういった案が今出てきていますので、実際公園はつくったけれど、誰も利用していないところがさらに利用できて、町民も当然利用できますし、施設もよくなると。今まで芝のグラウンドだったのが人工芝になるし、夜間照明もつく。そういったもので、大いに住民にとっても利用メリットが出てくるというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） その20億円かけて、大きくはクラブハウスが大きいと思うんですが、ジムをつくって、それからナイター照明をして。町民が実際に使えるのは、今よりよけ使えるようになる場所と言ったらほとんどないんですね。クラブハウス、ジムですか。これも本当に半分はレジャーの選手が使うわけで、もう半分であそこまで行ってアスレチックをする住民が、「うわあ、すごい便利になった。よっしゃ、お金払って行こう」となるのかどうか。これは疑問なわけですが。

今、グラウンドが整備されて人工芝になって、ナイターになって、それは、町民メリットとしては実際はつくられた施設はレジャーが使うと。土日がちょっとよくなる。駐車場はお金を取られる。テニスコートも下段はただじゃったのが、今度有料になる。そうすると、町民のメリットというのはナイターになったりきれいになるんですが、それが実際に使える時間というのは本当に増えんし、むしろ減ったりするかも

しれん。曜日によっては、平日使っているグループは使えんようになる。しかも、料金として有料になって、町民は使うのに金が要る。行くのに駐車場に金が要る。

メリットはそんなにないんじゃないかと。今のじゃったらはっきりしないんじゃないかと思えるわけですけども、今はきれいになるという以外のメリットというのはなんなんでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

先ほど町長も言われましたが、もともと揚倉山の公園におきましては、下段の利用率が低いというところは、そもそも町としては課題としておりました。あれだけの大きい公園で利用率が低い状態ということでもありますから、府中町の中であれだけの広大な広さの公園というのではないわけで、そこを整備することによって、町の活性化につながるというようなものがあるのではないかとこのところはもう常々思っておりました。

今回、揚倉山の再整備に関しましては、アンケートとかそういったのを取った結果で、下段に特にグラウンドを再整備して、テニスコートも上段と同等の砂入り人工芝にして利用率を上げる。活性化につながることを行おうとしております。

それだけではなくて、整備に関しては公園全体をまた見直すという形で、俯瞰して検討してまいった次第ではあるんですが、その中でも、今の現状の公園利用としては、景色の良いところですから、ふだんでもあそこの公園に上がっていただいて、ウォーキングとか景色を觀賞するとかというところのお客さんも結構いらっしゃるところは管理者として把握はしております。

そこに関して、今ウォーキングをされている方は結構いらっしゃるんですけども、例えば、上段の今の多目的広場の周りのウォーキングコース、今は土の状態ではあるんですけども、柔らかく歩きやすい舗装にしてよりよくウォーキングを楽しんでいただく、健康増進につなげていただくというようなところも同時に考えております。

ですから、下段のグラウンド整備、人工芝の整備というところをちょっと額的にもお金がはりますので、そこだけをクローズアップされがちなんですけれども、町としては、公園全体を見て利用率の向上、魅力の向上というところにつなぐような整備というところを考えました。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 下段の利用率が低いと言っても、今ですら曜日によっては2.2%から7.7%平日使われておるわけですね。7.7%だったら月に2～3回の利用ということになるのかもしれないですが、その人たちは、今度レジーナが来ると使えんようになる。土日は今ももちろん上段ほどではないけれども結構使われていて、今度人工芝になれば、もっともっと町民が使うようになるでしょうけれども、実際には、今みたいな平日は使えなくなる。しかも、デメリットとしてやっぱりお金を取る、事実上の入場料金になるわけですね。あそこは車しか行かれない。ウォーキングに行かれる方は便利になると言うけれども、むしろお金を取ることで足が遠のく、そういう人が増えるんじゃないでしょうか。

決して住民メリット、健康増進のために全体にプラスになるかどうかというのははっきりしないと思いますし、住民アンケートは取られていますけれども、レジーナが来るということを含んでの住民アンケートは今ないわけですね。業者に対してのヒアリングは、レジーナが来ることを含んだ上でのサウンディングですか。意向調査はやられましたけれども、同時にやるべき住民の意向調査というのはやっていない。そうすると、そのニーズから見ても、決して利便性が向上して健康増進につながるような活性化になるとは、今の計画だとかなり見えないわけです。

それから、今もちょっと話が出ましたけれども、レジーナの誘致について、これはむしろ住民のためというよりも、住民のスポーツ振興、町全体のスポーツ振興とか中高生の刺激だとか、あるいは町全体のレジーナタウンだということを誇りを持つとか、そういった観光あるいはPR目的、そっちの効果が非常に大きいんじゃないかと僕は思うわけですが、そういったことと併せてのこの整備の効果だとかトータル、そういう意味があるからこそ整備するんだ。だから、関連の都市公園法の条例を改正するんだと。

そして、急ぐ意味は僕は分からないんですけども、とにかく令和10年の4月にやりたいから、手付としての約束を債務負担として補正予算を組んでくれということのようなんですけれども、そこらの説明は、今の話だと全然見えてこないわけですね。結果としての手付をするための債務負担の補正、あるいは関連の条例のところをとにかく先にここで議決してくれよというような提案になっておるので、ここはしっかりも

うちょっと前提の計画を議論しないと、我々はなかなか責任をもって賛成、反対ということができないと思うわけです。今の住民サービス、住民の健康増進、利便性の向上というところで見ると、なかなか難しいと思いますね。

それから、これは次のときにやるべきなのかどうか、ちょっと議論の進め方があれなんですけれども、20億円の債務負担行為は長期財政計画へも大きな影響を及ぼすと思うんですけれども、それがどうなのかの議論も含めてこちらの公園条例の一部改正も賛否したいとは思っていますけれども、どうしたらいいんかね。

公園の利用のことについて、そのジムをつくったりなんなりで、住民メリットはこのところではあまりないと。今、ウォーキングということですが、非常に不明だと思いますね。

それから、先ほど来、レジーナの議論がないと言いましたけれども、全員協議会の時に説明のあった土日の利用についてですけれども、全員協議会のときに、町民のメリットとレジーナのメリットがバッティングする土日の利用について、かなりくどいほど議論がありましたよね。土日は原則レジーナは使わないと。町民がまず押さえると。空きがあればレジーナが押さえるんだと。そういう説明だったと皆さん一緒に聞いたわけなんですけれども、このたび、町がこの条例を出す前にホームページに町民に向かって広報をしているところでは、その説明がまたちょっと逆戻りしておるんですね。

土日については、町民とレジーナが一緒になって平等な条件で検討すると。町民メリットということで、ここが一番大事な肝になるところだと思うんですけれども、町が最近ホームページで説明しているのは、土日については、他の団体と同様にレジーナが希望する日時を提示して、調整の上、利用枠の割当てを行うとなっていますね。そうすると、全員協議会の町民優先なのかという話とちょっと違うんじゃないでしょうか。レジーナと町民が競合するのか、あるいは町民で優先するのか。これ、結構町民メリットで大きいところだと思うんですが、すみません、説明いただけますでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部次長。

○建設部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。

土曜日・日曜日の使用につきましては、原則レジーナの優先使用というのはないものなんです、ですが、土日の利用につきましては、一般利用の方と同様に、必要であ

れば利用の手続を行っていただくということで、原則的には平日の午前中の下段の使用というふうになっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） そこが全員協議会の説明とちょっと違うわけですよ。土日は町民が押さえた後にレジャーが検討するのか。今の説明だと、町民とレジャーが同等に競合してくじなりなんなりするということになりますから。

ただ、全員協議会の説明と今の説明じゃ違うということになりますけど、ちょっと確認で。

○議長（力山 彰君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

まず、先ほども建設部次長が申しましたとおり、レジャーさんの使用に関しては、平日の午前というところは原則的にそういったことです。

土日の利用に関して、全員協議会で説明させてもらった内容、今回の今現在の状況についてなんですけれども、まずは、土日の利用については、町民の利用団体を優先とした年間調整をさせてもらうというところを、今現在、その方向で検討しております。その年間調整で空いた土日に関して、サンフレッチェ広島さんのほうが空いたその土日の中で使用したいということであれば、一般の利用者さんとともに応募していただくというようなことで、今、調整しております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 分かりました。全員協議会の説明に戻ったということで、そうすると、このホームページのこの記述はちょっと訂正してもらわないといけないと思いますね。町民に対して広報に載せて、このホームページを見よと書いてある。ここには、「土日についてはレジャーと他の団体が同様に希望する日時を提示し、調整する」と書いてあるわけですからね。これは訂正していただくことになると思いますけど、どうですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

田中議員の言われたとおりです。こちらについて修正するという形で。もうちょっと分かりやすくホームページのほうも掲載させていただくというところも併せて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 町民のメリット・デメリット、今のようにたくさんあるわけですが、それから、そもそも先ほども話が出て、なぜ令和10年4月のオープンを目指さなきゃいけないのかと。これは全員協議会でも話をして、どうも向こうさんの都合だということですが、本年度は何回も言っているように、PFIを導入するかどうかを検討する年度なんですよね。そういう予算のつけ方。それなのに、なぜどうしても令和10年の4月をスタートにすると。だから、今もこの関連の条例改正案も今決めてくれと。

そもそも、なぜそんなに町の都合よりも、町の手続をゆがめてまで令和10年の4月にせにゃいけないのか。その理由を改めて議会で説明をお願いします。

○議長（力山 彰君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

スケジュール的に性急過ぎないかというような流れの質問だったと思うんですけども、町としては、揚倉山上段を令和3年度に整備され、利用率が急激に上がってにぎわいを表す反面、整備されていない下段の利用率の低さが際立って、利用率の向上、町の活性化につなげたいというような、先ほど申しました課題を抱えておりました。

そのような状況下で、令和5年度にサンフレッチェ広島さんから揚倉山の下段をレジーナの練習拠点化としたいという打診がございました。令和6年5月にはサンフレッチェ広島さんと包括連携協定を結んだこともありまして、町の公園の利用率を上げて町の活性化につなげたいという思いとレジーナの練習拠点化が相まって、このたびの揚倉山、特に下段を再整備することについて、事業化を検討するに至りました。

ただし、あくまで町としてはレジーナの練習拠点をつくることではなく、利用率を上げて町の活性化につなげたいという課題解決を第一の目的としており、その上でレジーナの練習拠点となるならば、まちづくりとして連携したいという思いを持っております。

町として実現可能なスケジュールでは、財源的にも民間活用の観点からも有効であ

る P a r k - P F I 手法での整備での工程からすると、公募に約 3 か月、選定された事業者が現場で測量や地質調査、そして、詳細な設計を行う期間が約 6 か月、工事期間が約 1 年半という町の工程見込みからしますと、このたびの臨時議会においてお示ししています議案を議決いただければ、令和 1 0 年 4 月の公園リニューアルオープンが図れます。

一方で、サンフレッチェ広島さん側からのレジーナの練習拠点化の時期については、現在、練習拠点となっている広島経済大学フットボールパークとの契約が令和 9 年 3 月で満了になるとのことですので、サンフレッチェ広島さん側は令和 9 年 4 月からということでしたので、双方で 1 年間の相違がございました。そのため、双方がよりよい形でのリニューアルオープンを目指すための協議、調整に時間を要したこともありまして、町として、正式にレジーナの練習拠点化について公表するに至っておりませんでした。現在は、町が示す最短スケジュールである令和 1 0 年 4 月の公園全体のリニューアル開始ということで、サンフレッチェ広島さん側と最終調整をしております。

よって、サンフレッチェ広島さん側のレジーナの練習拠点化したいといった思いと町の揚倉山下段を整備して利用率を上げて町の活性化につなげたいとともに、サンフレッチェ広島さんと連携したまちづくりの推進をしたいといった思いがこのたびのスケジュールになったものですので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

1 5 番、田中議員。

○1 5 番（田中伸武君） だから、こっちとしても譲ったんじゃという話なわけですね。それにしても、まだ町の長期計画にももちろんないですし、次の 5 次総合計画には入るようですけども、ちょっと表現が微妙な入り方をしていますけれども、当初予算にもなかったような補正として、今、着手を約束せにゃいけん。1 年譲ってやったんじゃけどもと言いながら、それでも異常な進め方であるのは間違いないと思うわけですね。

そうすると、第 5 次総合計画の長期計画や長期財政計画にとって 2 0 億円がぼんと出てくるというのは、今の計画だと国から 9 億円が出るわけですが、それでも町が 9 億円を出さにゃいけんということになると、かなり町の将来、まちづくりを考える

のに大きな影響があると思うんですけども、それをこういった唐突なやり方でやるのは、財政にとってよろしくないことは明らかなわけですね。

この辺は、ほかの事業が当然次の第5次総合計画では圧迫されて、この9億円があったらもうちょっとできたんじゃないというのが出来んようになるであろうということとは分かるわけですけども、9億円はどうやって捻出するんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

今、9億円ものお金の捻出ということのお話でしたが、ちょっと御理解いただきたいこととしましては、まず、令和7年3月議会の森本議員からの一般質問におきまして、第5次総合計画におけるまちづくりの方向性についてでも答弁をしておりますが、本事業は、議員の皆様の議決をいただきました令和7年度予算でP a r k - P F I 導入可能性調査を実施しておりまして、令和8年度以降の第5次総合計画の中で進めることが想定されていた事業の一つでございます。

このたび、整備内容で官民連携し、事業を進捗することが可能との判断をしたことから、このたびの臨時会に本事業の公募をするために、後ほど審議をいただきますが、債務負担行為を計上しているところでございます。

南公民館の建て替えもそうでございますが、第4次総合計画と第5次総合計画の過渡期には、少なからずこのような事業先行するものもあるということを御理解いただいて、今後、9億円もの歳出というお話がありましたが、町のほうとして、あらゆることの努力をして確保していきたいというふうに思っております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） その他、質問ございますか。

14番、宮本議員。

○14番（宮本彰君） 14番、宮本です。

お伺いしたいのは使用料のことなんですけれども、今、完成しておりませんクラブハウスのところにこういった計算で計算しますよというふうに書いてありますけれども、大体どのぐらいを想定しているのかというのを教えていただきたいということと、前回の全員協議会の際に、揚倉山の下段については、災害が起きたときに、南海トラフ地震がメインになってくると思うんですけども、町民の建物の倒壊とか等があ

った場合に、今、町には空いている町の施設、宿泊施設とか町営住宅だとか、町が管理しているそれに入るようなマンションがあったりとかいうふうなものはありますけれども、それで足りない場合には、仮設住宅を下段のほうで建てるということも含んで計画をしておりますというふうな説明を受けておりますけれども、その辺の話というのは今、どうなっておるのでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部次長。

○建設部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。

まず、クラブハウスの使用料について答弁させていただきます。

新設します下段クラブハウスは、現時点では建設されておられません。使用料の基礎となります建物と土地の評価額が確定できませんので、公園施設の管理を許可した場合に使用する条例案の別表第3と同じ表現の算定式といたしまして、1平方メートル・1年につき建物の適正な評価額に100分の10を乗じて得た額に、使用する土地の適正な評価額に100分の2を乗じて得た額を加算した額とします。

具体的には、全員協議会でお示ししました想定事業費に基づきますと、年間1平方メートル当たり約1万2,000円となります。この場合、例えば500平方メートルを利用しますと、年間約600万円となる想定となります。

以上です。

○議長（力山 彰君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

続きまして、防災の観点の説明をさせていただきます。

全員協議会でもそういった議論があったと思うんですけれども、まず、危機管理課とも調整を凶った上での話でございますが、まずは、揚倉山自体は指定避難所ではなく一時避難所というところで、一時避難所、すなわちどの有事かにもよるんですけれども、例えば、大雨のときとかというところで土砂災害とかというところの災害だとすると、一時避難所ですので、長期的な滞在とかというのは想定はしていないというようなところの施設の位置づけです。

そういった中で、今回の整備の中でどれぐらい防災、災害に対応した施設づくりをするのかというようなところなんですけれども、位置的にも揚倉山自体が全体的に山の近くというところもあって、土砂災害防止法で言ういわゆるイエローゾーンとかレ

ッドゾーンとかというようなところで指定されておりますので、長期滞在での例えばそういった設備とかというところは、今回取り入れるというところは考えてはいないんですけども、ただ、例えば防災の概念であるフェーズフリーという考え、日常と災害時どちらでもそういった施設が使えるようなもの、例えば、ベンチとかあずまやとかも今回整備するわけなんですけれども、そういったものに対しても、災害で利活用できるようなものというところを、今回の事業整備の提案として盛り込むような形で公募をかけたいと思っております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 14番、宮本議員。

○14番（宮本彰君） 宮本です。

今の説明でいくと、仮設住宅の建築とかについては考えていないというふうな答弁だったと思うんですけども、そういったことでよろしいんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

失礼いたしました。その災害の想定がどこに視点を置くかというところなんですけれども、地域防災計画とかで位置づけられている大きい有事とか地震のときと仮設住宅を設置するとかというところは、それと、あと災害の一時堆積所としても、揚倉山の下段が位置づけられているというところは認識しております。

今回整備することによって、もうそこは絶対防災として使わないというところではなくて、危機管理課とも調整している内容では、その都度、そういった何が優先的なのかというところを協議して、位置づけられているものに関しては、必ずそれをやっていくと。どちらかというところ、そういった防災の観点のほうが強いというところは我々町としても思っておりますので、そういった協議をしております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

今回の再整備計画です。町民側のアンケートとかを見ましたら、下段に人工芝化、また、クラブハウス設置というのを望まれているというのは、先日の全員協議会で説明もありました。でいえば、町民、使用者にとっては、その辺はメリットになるとは

思っております。

ただ、一方、先ほど質疑の中、また51号議案の説明でもありました。直接は議案の中になんですけど、駐車場の有料化というのが話に出てきました。ほかの広島市とかにあるそういう競技場とかいうのは、いろんな交通機関の中の一つとして車で行くと。そこで駐車場料金が発生するというのは仕方ないかもしれないんですけど、揚倉山健康運動公園というのは、現状、公共交通機関では当然近くまではあるけど、ダイレクトに行くことはできない。どうしても利用者というのは車で行くというのがメインになると思います。

先ほどの51号議案の中の説明で、駐車料金は事業者により提案があって、町として決定していくという説明がございました。使用者にとっては、グラウンドの使用料も値上がると。さらにまた、駐車料金も今まで無料だったものが値上がると。当然、民間はそれで利益を上げるということで、駐車料金の有料化というのも致し方ないのかもしれませんが、町としての考え、駐車料金、町もそこでいろいろ決定していくという説明があったんですけど、現在その考え、駐車料金の考え、そこで、業者に対して利益を少しでも上げるような姿勢で対応されるのか、やっぱり使われる方第一に考えて、少しでも安く、それによって使用者も多くなる、そういうような町民目線、住民目線で対応していただけるのか。その辺についての思いをお聞かせください。

○議長（力山 彰君） 建設部次長。

○建設部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。

駐車場料金のことについて答弁させていただきます。

府中町公共施設等総合管理計画において、受益者負担の適正化の観点から、公共施設の駐車場の適正管理を図るため、有料駐車場の導入について、施設利用者の利用目的、利用時間等を考慮し検討を行うこととしております。以上の観点から、施設の利便性向上、充実を図る再整備の実施に合わせて有料化をすることを想定しております。

なお、駐車料金につきましては、公募対象公園施設となることから民間事業者が決定することとなりますけれども、送迎等も考慮しまして、一定時間を無料とすることや、料金設定については近隣市町を参考に町が民間事業者と協議して決定し、公募の募集要領の中で利用促進につながるよう、駐車料金の上限額が安価に設定されるよう促す予定としております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

16番、二見議員。

賛成ですか、反対ですか。

○16番（二見伸吾君） 賛成です。

○議長（力山 彰君） 反対の方。

15番、田中議員。

田中議員、どうぞ。討論をお願いします。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。

反対なんですけど、実は僕は賛成しようと思った。こっちはね。もう一つの債務負担行為の補正予算のほうで反対しようかと思ったんですけども、今の質疑の中であったように、この条例改正が再整備計画を前提として急いでやらなければいけないという位置づけであって、料金設定、その他も関連して出てくるということなので、私はこの条例だけはつくっておって、適用を先に延ばしておってもいいんじゃないかと思ったんですけども、再整備計画を前提としたこれをつくるものだという事なので、今日ちょっと考えをいたして、こちらでも反対することにいたしました。

反対の趣旨は質疑の中でも少し述べましたけれども、この前提となっている再整備計画が町民メリットがよく見えないし、今後のスケジュールの中でのちょっと慌て過ぎているというところでもあります。

それに基づく今回の条例改正に反対させていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 次に、原案賛成者の討論を行います。

原案に賛成の方。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見。

第51号議案、府中町都市公園条例の一部改正について賛成討論いたします。

本議案は、揚倉山健康運動公園の再整備を公募設置管理制度、P a r k - P F I と呼ばれていますけれども、この手法を進めるために提案されたものであります。

P F I は、民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設等の設計、建設、改

修、更新や維持管理、運営を行う公共事業の手法だと説明され、P a r k - P F Iはその公園版であり、都市公園における民間資金を活用した新たな整備管理手法だと言われている。P a r k - P F Iの枠組みを使うと、整備費の45%を国から交付金として受け取ることができ、町の負担は45%で済みます。他の事業手法よりも大変有利だと言えるでしょう。

しかし、この枠組みを使うためには、整備費の10%を民間事業者負担してもらわなければなりません。民間事業者は、主として公募対象公園施設の収益によってこの負担分を捻出することになります。P a r k - P F Iで整備したひろしまスタジアムパークの場合、整備費用は、カフェ、サンドイッチ、ベーカリーなど、16店舗の利益によって賄われています。本整備事業の民間事業者負担分は、駐車場、ジム、多目的広場など、公園施設の使用料から生じる収益から支払われます。現在の計画では整備費総額20億円で、民間負担分は2億円、20年契約ですから、単純に割っても単年度で1,000万円になります。本整備事業に係る必要経費と通常利益に加えて、毎年1,000万円が必要ということになります。

P a r k - P F Iで想定されているのは、スタジアムパークがそうであるように、カフェ、レストラン、屋内子どもの遊び場などです。これらと比べると、駐車場、ジムや施設の使用料で毎年1,000万円の収益が確保できるのか心配であります。

P a r k - P F Iは、複数の企業がJ V、ジョイントベンチャー複合企業体をつかって公募設置等予定者となります。スタジアムパークでは、N T T都市開発株式会社が代表となり、エディオン、広島電鉄、R C C文化センター、中国新聞社が加わってA C T I V E C O M M U N I T Y P A R Kというジョイントベンチャーをつくりました。事業の実施法人としては、N T Tアーバンバリューサポート、N T Tファシリティーズ、大成建設、日本工営都市空間、U I Dなど、ビル・マンションの管理、施設全般に関わるコンサル、ゼネコン、建築士事務所などが一体となって運営を担当しているわけであります。

当町の揚倉山健康運動公園の場合でも、設計、建設、維持管理などに携わる企業がジョイントベンチャーとして再整備事業を担うわけであります。全員協議会で配布された資料によりますと、このジョイントベンチャーを今年12月から来年2月にかけて公募し、4月に有識者・専門家による選定委員会が開かれて、事業者が決定をいたします。指定管理の指定など、議会の関与は来年5月ということになっています。

私たちにとっても、職員の皆さんにとっても、どのような事業体が選ばれるのかは選定委員会で決まった後でしか分かりません。ジョイントベンチャーというパッケージで選ばれるので、個々の業者、事業体についても同様であります。ですから、選ばれるジョイントベンチャーが再整備についてどのようなプランを考えているのかというのは、事前に知ることはできない。このように、本事業には不確実、不確定な要素があります。

しかしながら、利用率の低い運動公園下段をこのままにしておくことは望ましくなく、整備が必要であること。また、整備された多目的広場、サッカー場をレジャーが使うことについても、再整備によって一般の方が利用できる時間枠が広がることが前提ではありますけれども、賛成であります。

下水道料金や国保税など値上げが相次ぎ、この臨時会の後には、放課後児童クラブの有料化も提案されるようであります。何とか値上げは避けられないのかと思いますけれども、近隣の人工芝のサッカー場が本議案の提案と同じ1時間3,000円であること、18歳、高校生までの使用料を半額したことを鑑み、やむを得ないものと判断をいたしました。

以上の点から、幾つかの懸念があるものの、本議案に賛成することとしました。

私の懸念が杞憂だったとなるように、職員の皆さんのより一層の奮起をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（力山 彰君） ほかに討論の方おられますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 賛成です。

○議長（力山 彰君） 反対の方はおられませんか。

はい。賛成討論をお願いします。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。よろしくをお願いします。

賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の揚倉山健康運動公園の再整備についての説明が、9月下旬の全員協議会で実施されました。先ほど来、説明がございました。その中で、公園利用者へのアンケート結果が説明され、人工芝になっている上段多目的広場の満足度は非常に高いものとなっていました。一方、土のグラウンドの下段多目的広場では満足度が上段の半分程度となっており、人工芝化やクラブハウスを求めるとい声が多いという結果も

説明されました。

上段・下段のグラウンド使用率では、上段グラウンドでは1日を通じて高い使用率となっていますが、一方で、下段では平日の利用率は1桁、休日でも半分強という利用率となっており、平日はほとんど利用されていないという現状です。

全員協議会で説明があった数日後に、実際にその使用状況を私も確かめたくて、実際に現地に行きました。平日の午後2時頃でしたが、最初に上段部分に行ったんですが、駐車場が6割から7割埋まっていて、車をどこに止めようかなと考えるような状態で、テニスコートでは多くの方がプレーをされており、人工芝のグラウンドでは、そのときはもうプレーを終わられていたんですけど、恐らくサッカーの人たちだと思うんですけど、クラブハウスの周辺に多くの方が集まっておられました。そのときの感想は、平日の午後ではあったんですけど、非常に多くの方が使用しているんだなということを実感いたしました。

その帰りに、次に下段に寄りました。寄ったら、駐車場には当然車は全く止まっておらず、グラウンドには人はおらず、散歩している人さえもいませんでした。当日は天気がよかったですけど、誰もいらっしゃいません。確かに下段が使用されていないということが実感できました。あまりにも上段との差を見てちょっとびっくりしたんですが、誰もいないグラウンドを私は見ている、上段との違いで、このままの状態では非常にもったいないという気持ちを強く持ったわけです。

再整備計画では、人工芝化、ナイター設備の設置、クラブハウスの設置と、アンケートで要望の多い内容が実際に形になるというものです。このことにより、より多くの方に上段と下段を合わせた健康運動公園として使用していただけるものと思っております。

今回の整備手法として、P a r k - P F I を取り入れて行うということですが、国からの社会資本整備総合交付金が見込めることもあり、府中町の負担は整備費の45%に抑えることができます。当然、町としての財政支出の削減につながっていきます。今回の再整備事業は、府中町の住民にとってもスポーツ環境の充実が図られるということにもなります。

先ほどちょっと私、質疑させていただいたんですけど、駐車場の有料化が検討されているんですけど、多くの方はスポーツを行うために来場されるものであり、数時間レベル恐らく滞在されるということが想定されます。それについては先ほど御答弁が

ありましたが、十分使用者のことを第一に考えて、その辺を設定していただきたいと思っている次第です。

先ほどちょっと述べましたが、揚倉山健康運動公園は公共交通機関で直接行けない状況なので、ほとんどが自動車で来られるということが想定されるので、ぜひともその有料化については、慎重に対応していただきたいと思っております。

また一方で、サンフレッチェ広島レジーナ及び下部組織が練習場として下段を使用されるという計画があります。これは、先ほど来説明もありましたし、新聞報道でもございました。現在、平日の使用率が下段では5%、6%という状況で、全く使われていないわけなんですけれども、多少使われているというような状況ではあります、最小限のその方が使われなくなることはちょっと残念な面もあるんですけど、最小限の影響に抑えられるのではないかと考えております。

ただ、一方で、レジーナが使わない平日は一般の方が使えるということの説明もございましたので、その辺をうまく調整していけば、何とかその辺の影響も少なくなるのではないかと考えております。

再整備によりナイター設備も設置されることで、これまで下段では夜間使えなかったんですが、夜間の使用もできるということ。また、レジーナの年間使用料も見込め、財政支出の低減にもつながるということで、レジーナの練習場の拠点となるということも悪いわけではなく、やはり町民のメリットにもつながると考えております。

当然、レジーナの練習拠点になれば、サポーターが見学に来られるとか、マスコミも府中町を取り上げるという機会も増えて、府中町の経済効果や知名度向上も見込めることができます。府中町は昔からサッカーが盛んな地域であり、レジーナの練習拠点化になることで、よりサッカーのまちとして府中町をアピールできるのではないかと考えております。

今回のことは、やはり府中町にとって大きなチャンスだと考えております。やはりこのチャンスはしっかりと、いろいろ先ほど来、ちょっと時期尚早ではないかということもありましたが、やっぱりこれもタイミング。やっぱり一つのチャンスだと思うんですね。このチャンスはしっかりと掴んで、これから府中町の発展につながるものと私は確信をしております。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） ほかに討論のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) ないようでございます。

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいま出席議員は18名です。採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(力山 彰君) 賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) ここで休憩いたします。再開は10時55分からいたします。休憩。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時55分)

○議長(力山 彰君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 次に参ります。

日程第4、第50号議案、令和7年度府中町一般会計補正予算(第4号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第50号議案、令和7年11月7日提出。

令和7年度府中町一般会計補正予算(第4号)。

令和7年度府中町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

第50号議案「令和7年度府中町一般会計補正予算（第4号）」について、補足して説明いたします。

「第1表 債務負担行為補正」です。追加として4件ございます。

1件目、事項、揚倉山健康運動公園施設公有財産購入費。期間、令和7年度から令和9年度。限度額18億1,372万9,000円です。

揚倉山健康運動公園の再整備につきましては、従前から建設消防委員会、そして、去る9月29日開催の全員協議会において御説明をいたしたところでございます。

当該御説明のとおり、下段の人工芝、クラブハウス、照明等の整備、また、上段のウォーキングコース、照明等の改修などにつきまして「Park-PFI」という制度を採用し、事業者を公募することにより事業を進めます。

全員協議会では、総事業費19億8,500万円とお示しをいたしましたが、今般精査を行い、20億1,324万円と見積り、補助事業に係る事業者1割負担を控除し、当該限度額により計上をしております。全員協議会での御意見を踏まえ、新たに防災機能面などの充実を図りました。

本議案の議決をいただいた後は公募事務に取りかかりますが、事業者を選定の後、設計業務と並行し、令和8年11月には一部工事に着手するとともに、令和9年度末の完成を目指すものです。

2件目、事項、揚倉山健康運動公園管理運営委託料。期間、令和7年度から令和28年度。限度額、4億8,403万7,000円です。

当該事項も全員協議会でお示しをしたとおり、また、先ほど第51号議案で議決をいただきましたように「指定管理者制度」を採用し、「Park-PFI」制度と併せて事業者を公募することにより事業を進めます。

協定期間としては、工事に着手する令和8年11月から令和28年10月までの20年間を予定していますが、金銭の支払いが発生する実務的な指定管理業務期間は、全面的に供用を開始する令和10年4月に3か月間の準備期間を考慮し、令和10年1月からと見込んでいます。

全員協議会では年間2,700万円とお示しをいたしましたが、今般精査を行い、年間2,563万8,000円と見積り、当該限度額により計上をしております。

3 件目、事項、小学校特別教室等空調設備設置工事設計業務委託料。期間、令和 7 年度から令和 8 年度。限度額、2, 5 7 1 万 6, 0 0 0 円。及び 4 件目、事項、中学校特別教室等空調設備設置工事設計業務委託料。期間、令和 7 年度から令和 8 年度。限度額 9 3 2 万円です。

昨今の酷暑を踏まえ、小中学校の特別教室への空調設置は町の課題となっておりましたが、このたび、設計に着手することといたしました。

「第 5 次総合計画前期実施計画」は現在鋭意編成作業中ですが、その前倒しと位置づけ、少しでも早い設置を目指します。

理科室や視聴覚室など、小学校 3 6 教室、中学校 2 5 教室の特別教室への空調の新設に加え、図書室や保健室など、既に設置済みのうち老朽化した空調の更新も一部含まれます。

工期は令和 8 年 1 月から 1 1 月を予定しており、その後、国費の配当状況にもよりますが、可能であれば令和 8 年度中の工事費の補正を経て、令和 9 年度中の完成を見据えるものでございます。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

1 7 番、狩野議員。

○1 7 番（狩野雄二君） 1 7 番、狩野です。

小学校、中学校の特別支援教室等の空調設備設置工事ですか、これについてちょっと質問なんですけど、先ほどの説明で、小学校 3 6 教室、中学校 2 5 教室が対象となる。これって数がこれだけあるので、この工事っていうのはどういう、優先順位とかその辺は決まっているんでしょうか。それについてお聞かせください。

○議長（力山 彰君） 教育総務課主幹。

○教育総務課主幹（長岡広憲君） 教育総務課主幹です。

1 7 番、狩野議員の質問に答弁いたします。

工事の順番ということですが、今回の債務負担の補正では、設計業務はまず行うこととして、債務負担の補正を行わせていただくということで提案させていただいております。その後、設計が終わりましたら次に工事に入っていきますけれども、次の工事に関しましても、小学校、中学校同時に早い時期に同時進行で行うことを想

定しております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 揚倉山の関連の2つですけれども、造るほうと毎年の委託のほうの金額ですが、先ほど全員協議会で説明してあった金額を精査して、さらにこういう割と細かい端数まで含めた限度額を設けたという説明だったんですけれども、一つは、18億円のほうは、いわゆる業者負担の1割をどかしたところのことなのか、もう一度ちょっと正確な数字を、全員協議会のときの19億円、どこの枠がこの18億円になるのか、20億円になるのか、もう一回説明してください。

それと、もう一つ、毎年の管理運営のほうもですが、これも全員協議会の説明では、土地建物のショバ代ですか、これを差し引くと町の実質負担が2,200万円という説明だったんですけど、この2,200万円が20年で4億8,000万円になるということなんですか。それとも、ショバ代を含めたところの2,700万円が2,400万ぐらいになるんですか。ちょっとその計算を、全員協議会の資料とこの精査の比較をお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

全員協議会資料の21ページとなりますけれども、そこで示している総事業費19億8,500万円、これが今般、防災機能面などの充実を盛り込みまして、20億1,324万円となったと御説明させていただきました。

管理運営のほうにつきましては、全員協議会資料24ページの下の枠の指定管理料の比較の真ん中ですね、レジーナ拠点化というところの指定管理料2,700万円と記載しておりますが、そこを2,563万8,000円と予算編成に当たっては見積もったというところがございます。

先ほど言われました町の実質負担2,200万円、土地建物占用料500万円の歳入がある形ですけれども、これは特段変わりがございません。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） そうすると、最初の工事費がちょっと増えて、年間の維持費のほうはちょっと減つとるということになるのかなと思いますが、財政の長期的な観点、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、この20億円と毎年の2,200万円、これは、第4次総合計画で想定しとったときの財政の一定の長期見通しに比べてどういう影響を及ぼしているのかというのが1点。

それから、もう一つは、最初の令和6年度の出した設計のときに話がありました。まず最初に、レジーナの球団側からの寄附ですよ。クラブハウスの相当分、つまり2億円ぐらいかなと思うんですが、これはレジーナの寄附の意向があるやに説明があって、それが今回ないわけですけれども、その寄附があるのとないのとでは、この整備計画全体を大きく左右することになるし、当然、この債務負担行為の金額にも影響すると思うわけですけれども、それがどうなのかということ。

つまり、全体のこの事業費の町の財政に及ぼす影響と今回の整備計画における寄附の意向の見通しと、この2点、どうなったのか教えてください。

○議長（力山 彰君） 財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

私のほうから、長期見通しというところの観点のお話をさせていただきます。

先ほど、考え方として、9億円の負担がぼっと出ているじゃないかというふうなところで、確かに、本来、総合計画の中で揉んで計上すべきところだろうというふうになるところでございます。総務企画部長から答弁ございましたけれども、それを補足する形でさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、本来であれば総合計画に位置づけてというところなんですけれども、タイミングがちょっとずれておるといふところは否めないというふうに感じております。ただ、話が湧いて出たから事業化しようかといったところ、そういうわけではなくて、大きくは2点背景があろうかというふうと考えております。

一つは、町として多額な投資、投資的経費を投入するという場合は、どうしても多額な借金を伴うこととなります。例えば、揚倉は平成8年の広島国体、それを狙うに当たって、昭和の終わりから平成の初めにかけて、用地買収を含めて相当な投資をしております。そのときに多額の借金をしておるわけですけれども、支払いの期間が20年程度、それが終わった頃を見計らって、町で初めての町立図書館を含めたくすのきプラザの整備、これが平成19年5月の開館だったと記憶しておりますけれども、

それを見据えて、そのくすのきプラザに着手しておるといふところもでございます。

そのくすのきプラザの支払いがそろそろ終わるといふ段になっておりますので、その長期的展望で見た中でも、タイミングとしては、今ありかなといふふうを考えておるといふところが1点でございます。

もう一点は、府中南公民館の全員協議会の際にも申し上げましたけれども、田中議員の比較の対象にもございましたが、第4次総合計画の後期実施計画との比較、その中で事業化を判断したといふ点もでございます。

まず、一般会計、地方債残高、臨時財政対策債は除きますけれども、令和6年度の実施計画額に対しまして実績対比しますと、17億円程度借入れを抑制して事業を執行しておるといふところがございます。それから実質公債費比率、これは令和6年度計画でございますと、実施計画の計画9.9%、これに対しまして実績が8.1%、1.8ポイントの減。将来負担比率実施計画額、令和6年度114.2%と示しておりましたが、実績が75.1%、マイナス39.1ポイントの減。

それから、何といつても財政調整基金ということになろうかと思ひますけれども、それが、計画額に対しまして、実績で18億円も積み増しができているといふ点。この2点を背景に、実際の揚倉山の整備は第5次総合計画の期間内ということにはなりますけれども、今回判断をさせていただいておるといふふうにお考えいただけたらと思ひます。

長期財政見通しの観点からは以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

政策企画課長。

○政策企画課長（藤永政己君） 政策企画課長です。

私のほうからは、寄附の関係について御説明させていただきます。

先ほど田中議員のほうから、レジャーから寄附があるのかどうかのといふお話があったと思ひますけれども、レジャーのほうとそういったお話のほうはさせていただいておりません。

ただし、個人であつたり企業版であつたり、ふるさと納税のほうを来年度以降積極的にPRして、寄附のほうを集めていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） お金の話で言うと、マツダがちょっと好調だったこともニンマリで、何とかなるよということだろうかと思いますし、ただ、寄附については、最初そういう意向だという説明があったのが、今はないということですが、これはもうちょっと交渉の中で、毎年1,000万円で済むのか、寄附しんさいやという話はあるかもしれないかと思うわけですが、それを含めて、ちょっと甘いんじゃないかという気がしますね。

財政の指標にもやはり影響する、財政調整基金にも積み増している、非常に良いことだろうと思います。ただ、そこに影響するだけの大きな事業でありますから、これはさらに慎重に考えていただきたいと思います。

それで、今回のPFIという手法ですよね。民間活力を利用すると。大きな意味は、国の交付金も当てにしますけれども、町のリスクが、負担が少なくて済むというのが本来の趣旨ですよね。それだけけれども、やっぱり依然として9億円も純粋に持ち出さなきゃいけないし、それに見合うだけのグラウンドやらなんやらと、そんな町が丸々9億円出してそんなに便利になるようには思えないし、先ほどの駐車場のあれも出てくるわけです。

このPFIの手法で、いわゆる損得勘定として具体的に20年間でどれだけもうけてどんな事業があって、そこは市場調査したらどういいう見通しなんだという細かいいろんな計算をする、いわゆるVFMと呼ぶそうですけれども、バリュー・フォー・マネー。何ぼかけてどんだけもうけるかという細かい計算。これが今3,000万円かけてコンサルをお願いしとるPFIの成果、損得勘定ですよね。これが今、出ていない。そういう段階で、こうやって20年間の収支見通しだけは補正予算を組もうというわけですが、このPFIの手法、そして、そこで最も出すべきVFMが町民にきちっと示されていない。

これは、僕は不十分な点だと思うわけですが、一つは県にそういった相談するとか、あるいはもうちょっとこの損得勘定の中身を説明するとか、県には市町村の相談窓口があって、PFIはより本当にそれでいいのかどうかチェックしますよという相談もしておるようですが、そこはやったのか、やっていないのか。そして中身を、この補正予算を出す裏づけとなる損得勘定ですね。町民にもうちょっと何で出せないのか、そこをお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

そのPFI手法ですね。それらの財源としての裏づけだったりとか、その事業性だったりとかってする判断の中で、その財政的な検討をしているかどうかというようなどころだったと思うんですけども、今回、全員協議会の資料でもお示しはしておるんですが、整備するに当たって、今、その担当レベル、我々の中で財源、事業化するに当たって国の補助金が充てられるかどうかというところを、まずその事業としては先にそこを目指してちょっと考えるような形で、広島県に国の考えとか、国の補助金の関連とかというところを、まず公園整備の中でどういった手法があるのかというところを県と調整はしている中で、やはりPark-PFIにのってくれる業者さんがいるいないとで全然違うよという中で、Park-PFIに参入意欲があってその可能性があるんであれば、一番有利な方法っていうのは、PFI手法による国の補助金を拠出した中でその事業を進めるっていうところがベースではないのかっていうところは、そういった形で話を調整させていただいております。

今年度の業務の中で、VFM、バリュー・フォー・マネーというところのその検討業務っていうところも業務としてはあるのはあるんですけども、明らかに国の国費が拠出できるできないとで、その従来方式との比較っていうところがVFMの比較っていうところになってくるんですけども、従来方式っていうのは、もうその国の国費の拠出ができない、しない方式っていうところとの比較ですので、もう比較するまでもなく、Park-PFIの手法で整備させてほしいというところを全員協議会のときにも説明させてもらった次第です。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 国が半分近く出してくれるというところがとにかく一番大きいと、これで乗っかるんだということだろうと思いますが、もう一つは、やっぱり大事なのは、それに乗っかるにしても、この20億円の規模で本当にいいのという話だろうと思うんですよね。制度として乗っかることと、額として20億円整備するんかと。ここの検討は、僕は比較検討としては示されていないと思うわけです。

そもそも、令和6年度の600万円かけた基本構想の業務報告書の中には、12億

円でできるという話があるわけですし、そうすると、単純に半分で済むわけですよ。20億円で膨らんで、これでいくしかない、補助金でやるしかないというやり方は、僕は何かの誘導でそこに大きく行ったんじゃないかという気がするわけですけども。

もう一つは事業可能性、PFIの可能性で、例えば、ジムが本当に市場調査してニーズがあるのかとか、さっきの駐車場の問題にしても、細かいところがどうなのでしょうかね。特に、ジムは半分はレジーナの選手が使うわけで、本当に町民があそこへジムを使いに行くんだらうかと。駅前にもある、新球場の横にもある。町長はどっつか通いよっちゃったような気もするんじゃないけども、そういう中で、町民が「おお、ジムがもう一個できてよかったで」というニーズがあって、マーケットとして成功するんでしょうかね。業者は何とかなるよと。それは業者がつくってくれるわけですから、大きいのを造ってくれりゃあ、後はレジーナ専用ひょっとしたらなるかもしれんということも僕はおそれがあるわけですけど、そういうものを含めた金額の規模、そして、事業の一つ一つのマーケティングの中身、そういうものを含めたVFMだろうと思うわけですね。

はなからもう国がえっと出してくれるけ、そういう検討せんで、とにかく20億円でやるんよというやり方はいかかなものかと思うわけですが、その詳細な検討というのはどの程度見越しているんですかね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

今回、イメージとしましては一気に整備を進めたっていうところで、例えばの話なんですけれども、今の現状の公園の課題を改修も含めて、新しい整備も含めてこの事業にぶつけたっていうようなちょっとざっくりした言い方になるんですけれども、そういった中で、約20億円の整備費がかかるっていう試算をしておるわけです。

新たな整備する施設とかは当然期待するわけなんですけれども、既存のそういった施設の改修というのも今回含まれておりまして、例えば、上段の多目的広場の照明とか上段のテニスコートの照明、あと、ウォーキングコースの照明などなんですけれども、時代背景からして、その当時、水銀灯っていうようなところでの設置をしているわけです。今現在の環境なり照明分野における市場では、もう水銀灯は製造しておらず、その維持管理についても課題が常にあったというようなところですので、そこも今回

の新たな施設等改修に充てても、P a r k - P F I での整備というところは実行できますので、そこで、今回そういったものの改修も含めてっていうところも合わせて、今回一気にやってしまうおうというようなところでの考えに至ったわけです。

そういった、分割して実際につくってもらうところを長期的な計画でその整備っていうところも考えられるわけですがけれども、P a r k - P F I というのは、管理運営の費用も含めた中でのその拠出の1割負担というところもありますので、整備するものは今回整備してしまおうというようなところに至りました。

ジムについてのニーズが本当にあるのかっていうようなところなんですけれども、アンケート調査とかでもニーズ調査はしているわけですがけれども、ジムについても、実際つくってほしいとかというような意見は聞いておりますし、前回の全員協議会でもお示ししたとおり、事業者さんとのサウンディングを通じても、事業として成り立つであろうというような結果が得られておりますので、町としての見通しは十分あり得るというところの判断をしております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

賛成ですか、反対ですか。

では、15番、田中議員。反対討論をしてください。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。

今日の議題で言えば2つ目ですがけれども、同じ揚倉山の再整備に関する議題ということで、さっきもちょっと反対討論をさせていただきましたけれども、こっちの補正予算のほうの金額を含めて、財政を含めた話も一緒にあったので、改めてこれをまとめて反対するというところで討論させていただきます。

反対理由は先ほども言いましたけれども、この揚倉山の再整備計画、20億円かけるその規模の割に効果がどうなのかと。レジャーを誘致して使われていない荒れたグラウンドを整備する、ここはすばらしい良いアイデアだろうと思うわけですよね。一石二鳥。タイミングとしてもいいと。だからこそ、そこを十分な手法で、規模が20億円なのか12億円なのかそこも含めた検討をして、一番良い、町民にとっても

レジャーにとってもいいそういう受入れ体制をやるべきだけでも、急いでいるんじゃないかというのが大きな反対理由です。

最初の住民サービスの向上になるかどうかと、これですけれども、言うまでもなく、揚倉山の公園は公営の施設であって、町民の福利厚生、そして健康増進、スポーツ振興、それが最大の目的の施設ですよ。住民のそういうメリット、サービスが20億円かけてどの程度向上するのか。

下段のグラウンドは人工芝と夜間照明がつく。今のお話だと、上段のほうも整備がされる。テニスコートもきれいになる。そして、ウォーキングロードもきれいになる。いろいろきれいなったりええがになったりするところが増える。新しくジムもできる。でも、全体として今使っているグラウンドで使える時間、これが一番問題だろうと思うんですけれども、町内のスポーツ団体からは、町長に陳情してでも時間をきちっと確保しとかんと、レジャーのほうに取られてしまうんじゃないかという心配を持っているところが結構あるわけですね。住民にもそういう説明がまだないと。

さっきもちょっと話をしましたけれども、平日の下のグラウンドは1桁台の利用率だと言っても、その1桁だとやっぱり月に2～3回はきちっと利用しているグループがおるわけですね。それは使えんようなる。使いにくくなる。

それから、利用料金がこれ一番大きい問題ですけれども、近隣の市町に比べても、人工芝を理由に倍以上に上がってしまう。町民だからとっての町民価格も設定していない。下段のテニスコートは無料だから、自分でローラーをかけて使っているという人たちは、えっということになるわけですね。ジムもさっき業者が営業は成り立つよと言いよると言うけど、本当に成り立つのかどうかのマーケティングはデータがない。業者は造ってくれるわけだから、ありがたくそこほどの程度もうけるかは今から考えますよということで、本当に住民の人が「このジム使いたい」というような施設になるのかどうか。

今、くすのきで500円でできるわけですから、それ以上のものはもちろんできるにしても、年寄りはいくすのきでただで使えるわけですからね。わざわざお金、駐車料金を払ってさらにお金かけて、もちっと筋トレしようぜという年寄りがどれだけおらんか。そういう住民サービスの向上が、本当に利用の日時の面でも料金の面でも見通せない。今の案だと見通せないわけです。もうちょっと整備するべきじゃないでしょうか。

今の料金設定、有料化などによれば、例えば、ウォーキングしたりあそこへ車を置いて山に登ったりする人は足が遠のくでしょう。町民の健康増進やスポーツ振興にむしろマイナスになる面も出るんじゃないかと思うわけですね。

受益者負担の考え方はさっき説明がありましたけれども、揚倉はやっぱり自然環境の中につくった都市公園で、オープンな施設ですよ。住民の生活環境の一つであって、レジャーとしてお金を払う遊戯施設ではもちろんないわけです。そして、さっき経緯もあったけど、広島国体のときに、確かにあのときに70億円以上とか80億円とかいう話だったと思うんですが、これは一部補助があったかもしれませんが、町民のお金でわざわざ七、八十億円もかけてつくった町民のための健康施設です。そこを今度営業で間に入る業者が稼がにゃいけんけ有料化すると。受益者負担だということ、ちょっと考え方が、町民の生活環境健康施設という考え方から離れるんじゃないでしょうか。これもこれまで34年間の実績が、私はちょっとその辺を整理する必要があるんだろうと思いますね。

ちょうど令和6年度の前年度のコンサルとして、基本設計をコンサルに委託してつくっておりますけれども、今、令和7年度に頼んだのと同じコンサル業者はYMF G、その600万円かけた基本構想でつくったキャッチフレーズは、「さあ、今日もみんなで公園へ！」というのがキャッチフレーズなんですね。「たのしみ」「つながり」「げんき」、これがコンセプトだと。プロチームを観戦するというのはこの中にはちょっと入っていないんですけれども、入ってもいいとは思いますが、基本は「さあ、今日もみんなで公園へ！」、みんなで健康増進のために気軽に行きましょうぜというのが基本構想。つくったばかりなんですよ、この半年前に。これなんですね。

やっぱりこの趣旨から言って、トータルで町民サービスは本当に20億円かけただけのサービス向上になるのか。ここは大いに疑問じゃないかと思うわけですね。

それからもう一つの課題は、さっき言ったこの20億円でPFIというやり方が、この規模とこの方法がベストなのかどうか。検討がまだ要るんじゃないかと思うわけですね。令和6年度そのモデル案の12億円は、役場によると実は精査していない不可能な内容だったんだというけど、それはちょっとおかしい話ですね。ちゃんと600万円かけて報告書を出して、この春つくったばかりなんですね、12億円でね。

この12億円のプランと今回出てきとる20億円のプランを比べてみるだけでも、僕は、うーん、どうかなと思うわけですね。クラブハウスが1億9,400万円だったのが5億8,200万円に3倍に膨らんでいるんですね。こんなに膨らませて、ジムなんかの機能が強まったんだろうと思うんですが、それ要るのか。あるいは、照明は2億4,300万だったのが5億4,000万と、2倍以上に増えている。これも、更新したり新設したりいろいろグレードアップもあってこうなっているんでしょうけど、これ2倍以上に膨らんでいる。

一番の人工芝ですけれども、下段につける人工芝。これは2億4,200万円かけるとというのが2億9,600万円。ほとんど変わらんのですね。2割増しだけでも。つまり、最初に12億円でできるよと言った最初のプランでは、肝腎の人工芝は同じぐらいの2億円台で今回もつくれるということになるわけですね。やっぱり整備の中身を20億円でPFIの、その20億円の規模のところ、もうちょっと考える必要があるわけです。

僕は疑り深いというか、意地が悪いですから思うわけですがけれども、やっぱり請け負う業者にとっては、額が大きいほうがいいんです。膨らんでくれたほうがいいんです。自分らは1割負担ですから、20億円になってくれたほうがいいわけです。多分喜ぶと思います。だから中身が操作されたのかどうか分かりませんが、でも、結果的には最初の12億円の20億に円膨らんで、町民のサービスがどの程度増えたのか。むしろ、請け負う人のサービスが増えたんじゃないですかね。

9億円の町の負担も、先ほどの長期計画の中で、今ちょっと余裕があるから大丈夫のような話がありましたけれども、南公民館、その他いろいろ、これからもやろうと思えば、いろんな本当に町民の住民福利に直結して大規模施設はあるわけですから、この20億円で本当に効果があるのかどうか。もう一回長期計画と総合計画の中でも考えるべきだろうと思うわけですね。

府中町が長年広島市との合併を拒んできたのは、一番の理由はこの財政が広島市がいいよと、1人当たりの借金は全然額が違うよというのが、大きな町民が単独町制を選ぶ理由だったわけですね。それが一つ一つ崩れていく。あるいはごみの無料、これも今、環境課が検討に入るようですがけれども、これもどうなのか。放課後クラブが有料化する。今回もせっかくの揚倉山がまた有料化になる。こういう一つ一つの住民サービスで、府中はやっぱり恵まれとるようなところが一つ一つなくなって、財政の指

標がやっぱりちょっと落ちて、さらに落ちてくると。ほな広島市と合併しても変わらんでというような話になってきやせんかというのは、せっかく私たちの町は私たちが自治を進めとるのに、僕としては大きな懸念なわけでありませぬ。それにつながると思いますね。

民間活力だと何か民間のノウハウが出てきてにぎわいが創出されるというのは、これ幻想ですからね。都会でそういうポテンシャルのあるところなら話はありますけれども、町外れの山の小さな公園に、民間じゃけえいうて出てくるわけではない。僕は断言いたします。町の様子をよく知っている、公園をどういう人が利用するか一番よく知ってるのは、町の職員ですよ。どういうプランでどういう金をかけたらどの程度の町民にメリットがあるか。一番よく知っているのは町の職員。役場は町で最大のシンクタンクだと私は思っております。

そもそもPFIに頼って、そこにはまり込んでしまったんじゃないかと私はおそれるわけでありませぬ。そのPFIの手続も、何度も言いますが、今年もPFI導入可能性調査を今やっているんですね、3,700万円もかけて。このうち、国の補助が1,340万円だそうなんですけれども、でも、2,300万円以上かけて、前の年に600万円かけたやつが不十分というか、それを精査するという意味でまた3,700万円かけて、今PFIを導入したらいいかどうか、もし導入するとしたらどの程度もうけになるのか、民間はどの程度本当にやってくれるのか。それを細かく計算する、損得勘定を出すのが今、本年度の事業なんですね。

これ、結論は報告書としてまとめて出す、そういう契約になっているんですが、それがまだ出ていない。出ていないのに、結論としてもうPFIでやろうぜっていう、今日はんこを押せて議会に来とるわけなんですけれども、僕はこれ順番が狂っているところもあるんじゃないかと思ひますね。

何度も話をしても、やはりさっきのレジーナとの交渉の中で、お互い譲り合っこのスケジュールになったんよと。だから、今やむなくこのスピード感でやっている。向こうが経済大学から追い出されるんだと。いや、それはちょっと待ちんさいやねという話じゃないです。こっちにはこっちの手続があるという話じゃないでしょうかね。そういう中で、寄附の話も関係してくるのかなと思ひますね。

PFIの肝である民間のリスクですよね。行政の出費するリスクを民間に委ね、民間はある程度その金銭的なリスクを負うけれども、営業で回収できる。そういうめど

を立てる。こここのところがいまいちはっきりしない。

特に、クラブハウスに関する球団側の寄附がどうなのかというのは大きな左右する条件だと思うんですけども、球団にとっては、頭金なしで毎年1,000万円でクラブハウスとグラウンドが使えるということだから、喜ぶことなのかもしれませんね。でも、それだとちょっと町民メリットがなかなか見えないけれども、球団メリットはすごく見えるという。本来の町民が70億円出してつくった公園で、この利益の還元はどうかということになるだろうと思いますね。受益者負担という考え方で言えば、球団がやっぱり一番受益者なんじゃないんでしょうかね。

これはネットで見たんですけども、東京三鷹市のジブリ美術館、人気がありますね。これは、負担付寄附っていう制度で整備した例だそうですね。日経グローバルのネット版ですけども、自治体の負担なしで、三鷹市負担なしで東京都の公園、井の頭公園の一部に建てた。ジブリの側が建設費25億円と準備経費19億円、つまり44億円をジブリが出したと。それで美術館を造ったと。できた美術館を三鷹市に寄附した。三鷹市としては、ただでそういう美術館が市の公共施設となった。その上でジブリの側がほかの関連会社と一緒に財団法人をつくって、その美術館運営の指定管理者となったと。

市には建物の使用料が入ってくる。負担はゼロだった。美術館自体も、ショップの経営等で順調だという。これはもちろん都会であって、しかもコンテンツがジブリであって、だから成り立ったわけですけども、ジブリが全額寄附するからここでやらせてねというやり方なんです。負担付寄附というそうですけれども、こういう制度も検討してもいいんじゃないでしょうかね、今回も。

それを含めて、このPFIの20億円の中で1年間かけて整備する。結論は、もう20億円のPFIだとそれしかないように進んでいるように見えるし、まさに今、いろんな寄附のやり方も何やらも含めた検討をちゃんと町民に示して、よっしゃという形になる。そのためには、せめてこの1年はこの検討期間、実際に予算措置上もそうなわけですから、やるわけではないでしょうかね。

最後にですけども、この直接整備計画に、直接ではないけれども関連する課題が一つ。指摘しておきたいと思います。

町民の受入れマインド、体制の問題ですね。町民にとってこの計画が公式に目に触れたのは11月の広報、つい1週間前の広報が初めてなんです。小さな記事です。

ホームページを見なさいと書いてある。ホームページを見ると、さっき書いてあった一部修正するということですがけれども、こんな使い方だよとなっている。まだ町民は中国新聞の記事でしか知らないわけですね。読んでない人はもちろん知らない。

だから、この町民にこれだけの大事業を理解してもらって、よっしゃという機運を醸成して受入れ体制をつくってもらおう。それがまだまだだと。もうちょっと時間があるんじゃないかということですね。

僕はこのレジーナの誘致、非常に良い。大賛成なんです。サッカーのまちでありますし。そのメリットをもっとPRしてもいいんじゃないでしょうかね。単にファンが押しかけてくるよだけじゃなくて、球団が常駐することでいろんな交流があると思いますね、女子中高生との。男子もあるかもしれんけど、もちろん。そういう中高生スポーツのレベルアップに当然つながるでしょうし、そうしたプロがこの町にいるという我々の誇りですね。レジーナタウン、レジーナオアシス。どうだ。サッカーのまち府中はサンフレッチェの本庁は吉田に取られたけれども、ちゃんと女子チームここにあるよと。東洋工業、マツダも恐らく協力して、サッカーのまちとしては協力してくれるんじゃないですかね。電気屋だけの話じゃないよ、車屋としても一緒にこの町を盛り上げるということになるんじゃないでしょうかね。

そういうトップスポーツ、町のPRになる。ほんで、中高生のレベルアップになる。まちの魅力アップですね。そして、いろんな人が訪れる観光経済効果もあるという。このスポーツ振興として、もっともっと前評判をあおるような下地づくりを、これがあってもいいんじゃないでしょうかね。

前もお話ししましたけれども、府中から日産に行って全日本の代表になった金田選手は、町のPR大使にもなっているわけですね。先日なんか心配して役場に電話がかかってきたそうですけど、彼は手伝うよと言いはるわけですね、何かあればですね。そういうことも含めた交流をやって、少なしどれだけの規模でどうやって、まちは今度レジーナタウンのほうをやろうとしとるんやということ準備をもうちょっとしないと、今だと、20億円かけるけど、何か使える時間がないんじゃないのということになってしまいますね。

長々と言って申し訳ありませんけど、以上、町民サービスの向上とレジーナの誘致のこの両立、これは非常に良いことだと思いますね。一石二鳥。でも、今だと逆にあぶはちとらずになる可能性もあるわけですよ。そのためには、やっぱり今の計画を

もっと練って、もっといい案がありそう、もっと安くて効果を上げる案がありそう。  
だから、この調査する本年度だろうと思うんですね。

レジーナの誘致と下段の活動というのは大いに賛成ですよ。だからこそ今じゃない。  
もうちょっと議論し、最良の方法で受け入れたいということで、この債務負担行為の  
関連予算も賛成できかねるということです。タイミングです。

以上、反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（力山 彰君） ほかに討論される方はございますか。

賛成討論される方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） では、以上をもって討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員 18 名で、採決に加わる者 17 名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（力山 彰君） 賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第 5、第 5 2 号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 5 2 号議案、令和 7 年 1 1 月 7 日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、条例で定める契約を締結するため
でございます。

補足説明は、教育部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

第52号議案、工事請負契約の締結について補足説明します。

第52号議案参考資料を御覧ください。3ページです。

工事名は、くすのきプラザ空調設備改修工事。工事場所は、府中町本町1丁目10番15号、安芸府中生涯学習センターくすのきプラザです。契約金額は8,118万円。契約の相手方は、広島市安佐北区上深川町244番地1。ダン環境設備株式会社です。

仮契約日は令和7年10月17日。工期は、議会の議決のあった日の翌日から令和8年7月31日までとしております。

工事概要につきましては、第52-1号議案参考資料、工事概要説明書を御覧ください。5ページになります。

工事概要説明書左側、改修工事地図に主な工事場所を赤で表示しています。本工事は、くすのきプラザ空調の中央熱源機器2系統のうち、停止して空調能力の低下を招いている1系統、氷蓄熱ユニットについて、電気式のヒートポンプユニットへ改修するものです。

その他、関連する一部の冷温水ポンプや配管設備、電気設備なども併せて改修いたします。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

ちょっと私、今回、氷蓄熱ユニットから電気式のヒートポンプユニットへ改修って、方式が変わることを書いてあるんですけど、これがなぜ同じ氷蓄熱ユニットにならない、しなかったんですか。ちょっと調べたら、氷蓄熱ユニットは省エネ、夜間の電力を使って省エネですか、その辺に何かつながるとか、電気代節約とかいろいろ書いてあったんですけど、同じ方式を取らなかった理由というのをちょっと教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。

ただいまの狩野議員の御質問にお答えいたします。

従来設置しておりました氷蓄熱式の熱源なのですが、当初、狩野委員のおっしゃる
ように省エネ性能等が優れているということで採用してまいったところなのですが、
夜間に蓄熱するというので、その辺を動かすときにかなりの音が鳴るということで、
騒音の問題があるということで、稼働がなかなかできないという状況にございました。

今回は同等の能力を有した方法に変えようということで、今回、同様のもので氷蓄
熱じゃないものを採用したということでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。ありがとうございます。

残りの1系統っていうのは、これは氷蓄熱ユニットではないんですか。ちょっとそ
の辺、併せてちょっと教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 現在は1系統じゃなしに、2系統で氷蓄熱ユニット、
それから、ガスというハイブリッド式ということになっておるといところでは
す。

今回電気を採用したというのが、ガスとガスじゃなしに、ガスと電気ということで、
違う熱源をやることによって、災害時の対応とかもいけるといところで、電気式を
採用したといところでは
す。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問のある方。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 以上で、本臨時議会に付議された案件の審議は終了いたしましたので、これをもちまして、令和7年第4回府中町議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉会。

(閉会 午前11時56分)